平成２３年（フ）第７４３３号
東京都江戸川区南葛西５丁目17―４―711
債務者　森塚　　寛
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４５５号
東京都品川区西五反田２丁目29―10―503
債務者　井上　美麗（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５０５号
東京都葛飾区四つ木３丁目４―31
債務者　若濱　優太
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７号
北海道帯広市南町１条５丁目２番地１　東官舎７－５－４
債務者　佐々木真代
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１９１４号
埼玉県川越市大字山田260番地１　グランドール201号室、破産開始決定時の住所さいたま市北区日進町３丁目245番地１　ルネ大宮宮原205号
破産者　丸山　裕之
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０９号
さいたま市桜区道場２丁目18番34号
破産者　石野　芳和
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
さいたま市桜区道場２丁目18番34号
破産者　石野　恵子
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６２６号
千葉県銚子市愛宕町3250番地の２、旧住所静岡県焼津市本町２丁目９番11号
破産者　杉本　**隆**丸
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５号
静岡県御前崎市御前崎4802番地の１
破産者　小野田久巳
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６号
静岡県御前崎市御前崎4802番地の１
破産者　小野田敦子
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６１３号
札幌市白石区川下５条４丁目５番11号、申立時の住所札幌市厚別区大谷地西５丁目７番７号
破産者　中山　順子
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４３６号
札幌市北区屯田６条１丁目９番30―401号
破産者　松尾　勇一
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１５１号
札幌市豊平区月寒中央通８丁目１番５―102号、申立時の住所札幌市豊平区月寒東２条15丁目２番２―607号
破産者　高田　　健
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７８６号
仙台市宮城野区福田町１丁目12番30号　フォーブル12―102
破産者　樋口　幹子（旧姓高田）
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４１２号
山形市江南１丁目22番２号、前住所山形市西江俣４番27号
破産者　金子　陽子
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１号
山形県天童市大字山元302番地２、前住所山形県村山市楯岡笛田２丁目１番11号
破産者　後藤るみ子
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５６号
川崎市幸区南加瀬３丁目31番８号　プラーズ南加瀬201
破産者　斎藤　精紀
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７８９号
川崎市多摩区菅仙谷３丁目６番12号
破産者　平澤　正保
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係